

経 済 産 業 省

20150828貿局第2号
経済産業省貿易経済協力局

「（お知らせ）輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成27年9月18日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「（お知らせ）輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部改正について

「（お知らせ）輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（平成21年5月21日付け平成21・05・11貿局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成27年9月18日から施行する。

「(お知らせ)輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○(お知らせ)輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について(平成21年5月21日付け平成21・05・11貿局第4号)

改正後	現行
<p>I 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>(イ)～(フ) (略)</p> <p>(フ) <u>チョウザメ目(Acipenseriformes)の種の加工された未受精卵(以下「キャビア」という。)のうち、本邦においてキャビアと直接接する缶、瓶又はその他の容器(以下「一次容器」という。)への包装又は再包装が行われたもの</u>にあつては、「<u>キャビア輸出・再輸出のための施設(養殖場、加工工場、再包装工場)の登録等取扱要領(平成27年27水推第664号。以下「水産庁長官通知」という。)</u>」に基づき、<u>水産庁長官が当該包装又は再包装を行った施設に交付したキャビア輸出・再輸出のための施設登録書 写し1通</u></p> <p>(カ) (略)</p> <p>(3) 許可基準</p> <p>(略)</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p><u>(ホ) キャビアにあつては、次の(i)を満たすこと。ただし、本邦においてキャビアと直接接する一次容器への包装又は再包装が行われたものにあつては、(ii)も満たすこと。</u></p> <p><u>(i) 輸出許可書等に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて(平成27年輸出注意事項27第24号。以下「再使用不可ラベル通達」という。)」の2に定める再使用不可ラベルの記載事項が記載されていること。</u></p> <p><u>(ii) 再使用不可ラベルは、水産庁長官通知に基づき、水産庁長官が登録した施設で貼付されたものであること。</u></p>	<p>I 輸出許可書等の申請手続等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 申請手続</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>(イ)～(フ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(フ) (略)</p> <p>(3) 許可基準</p> <p>(略)</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> <p>(新設)</p>

(4) 輸出許可書等の記載要領

(イ)～(ト) (略)

(チ) 「8. 貨物の詳細」の欄

輸出する貨物の状態（生きている動植物、皮、鞣又は化粧品など）を詳細に記載し、当該貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。また、生きている動物にあつては可能な限り性別及び年齢を記載し、キャビアにあつては再使用不可ラベル通達の2に定める再使用不可ラベルの記載事項を記載する。

(リ)～(レ) (略)

3 事務取扱要領

(1)～(4) (略)

(5) キャビアに係る輸出許可書等の提供

野生動植物貿易審査室は、キャビアに係る輸出許可書等の写しを、発行後1ヶ月以内に国際連合環境計画世界自然保全モニタリングセンターに提供するものとする。

(4) 輸出許可書等の記載要領

(イ)～(ト) (略)

(チ) 「8. 貨物の詳細」の欄

輸出する貨物の状態（生きている動植物、皮、鞣又は化粧品など）を詳細に記載する。また、貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。生きている動物は、可能な限り性別及び年齢を記載する。

(リ)～(レ) (略)

3 事務取扱要領

(1)～(4) (略)

(新設)